

第 7 回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	午後 1 6 時 0 0 分
	令和 8 年 7 月 3 0 日 (木)
2 場 所	午後 1 6 時 3 0 分
	竹原市役所 3 階 大会議室
3 出席農業委員	1 赤坂委員、2 渡橋委員、3 宮崎委員、4 井上委員 5 土居委員、6 石本委員、7 天内委員
推進委員	元岡推進委員、池田推進委員、延藤推進委員、中岡推進委員、 田中推進委員、岡田推進委員、土居推進委員、須賀推進委員、 原 潤子推進委員、諏訪推進委員、亀田推進委員、片田推進委員、 佐伯推進委員
4 説明員	中原事務局長、上谷主任、小川主事
5 審議案件	議案第 2 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 3 0 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 3 1 号 非農地承認申請について 議案第 3 2 号 農用地利用集積等促進計画の決定について 報告第 1 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和8年第7回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、1番赤坂委員を指名いたします。 それでは、日程第1、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、福田町〇〇の1筆、地目は畑、面積は132㎡です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、イチジクを作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	申請地は、福田会館から北西へ約134m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第2、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。 1番の申請地は、福田町〇〇、〇〇の計2筆、地目は田、面積は計1,540㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	申請地は、JR大乗駅から北へ約390m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 2番の申請地は、下野町〇〇(仮換地〇〇街区〇〇画地)の1筆、地目は田、面積は220㎡、仮換地後の面積は169.27㎡です。 自己住宅及び駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。 申請地は区画整理にかかる仮換地に当たるため、換地処分が完了するまでは登記地目は農地のままになります。この度、土地を購入した譲受人に所有権を移転するため申請書が提出されました。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から北へ約438m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして3番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 4 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、下野町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 732 m²です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った原推進委員から補足説明をお願いします。
原 推進委員	申請地は、大井地域交流センターから北西へ約 492m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 3 1 号「非農地承認申請について」を議題といたします。1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、田万里〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 182 m²です。 昭和 60 年頃に稲作をやめた後は、倉庫及び駐車場として利用しています。 説明は以上です
議 長	現地確認を行った土居民喜委員から補足説明をお願いします。
土居民喜 委員	申請地は旧田万里小学校から東へ約 1.3km 付近にあります。 現地確認時、現況は倉庫と駐車場でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)

議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の6ページをご覧ください。 2番の申請地は、下野町〇〇の1筆、地目は田、面積は287㎡です。 昭和52年に家屋を増設し、以降は農地として利用されていません。 説明は以上です
議 長	現地確認を行った原推進委員から補足説明をお願いします。
原 推進委員	申請地は、大井地域交流センターから北西へ約414m付近にあります。 現地確認時、現況は宅地と化していました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の7ページをご覧ください。 3番の申請地は、本町〇〇の1筆、地目は畑、面積は14㎡です。 平成10年頃から耕作放棄地となっており、現況は山林と化しています。 申請地は平成30年第3回総会の議案「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の 非農地判断」において非農地と判断済のため、事務局により非農地と判断いたし ます。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして4番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 8 ページをご覧ください。 4 番の申請地は、忠海町〇〇、〇〇の計 2 筆、地目は畑、面積は計 1,275 m²です。 20 年以上前から耕作されておらず、樹木が繁茂し現況は山林と化しています。 申請地は平成 30 年第 3 回総会の議案「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断」において非農地と判断済のため、事務局により非農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 5 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 9 ページをご覧ください。 5 番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の計 2 筆、地目は田、面積は計 495 m²です。 平成 14 年に倉庫を建築し、以降は農地として利用されていません。 説明は以上です
議 長	現地確認を行った土居民喜委員から補足説明をお願いします。
土居民喜 委員	申請地は、手良向井公園から南西へ約 350m 付近にあります。 現地確認時、現況は宅地と化していました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 6 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 4～5 ページ、参考資料の 10 ページをご覧ください。 6 番の申請地は、福田町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計 27 筆、地目は田 2 筆と畑 25 筆、面積は計 5,098.61 m²です。 昭和 50 年頃に営農をやめた後は、樹木が繁茂し現況は山林と化しています。 山中の農地は確認困難なため、麓の農地のみ現地確認を実施しました。山中の農地は、航空写真により山林であることを事務局で確認しました。 説明は以上です
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	申請地は、J R 大乗駅から北東へ約 230m 付近にあります。 現地確認時、現況は山林と化していました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 4、議案第 32 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、参考資料の 11 ページをご覧ください。 本議案は、「農用地集積等促進計画の決定について」となっております。 今回、利用権設定の利用申出があった案件の面積は計 1,482 m²、対象人員は、貸し手が 1 人、借り手が 1 人です。 本議案が可決の場合、令和 8 年 7 月 30 日付けで、決定いたします。 詳細につきましては、参考資料 11 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、次に日程第5、報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の7ページ、参考資料の12～19ページをご覧ください。 令和8年7月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は17件、筆数は田54筆、畑52筆の計106筆、面積は計31,618㎡の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の12～19ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和8年第7回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年7月30日

議 長 宮崎 信之

署名委員 赤坂 佳折